

事 務 連 絡  
平成29年9月29日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発0929第8号  
平成29年9月29日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（公印省略）

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）を下記のとおり改正し、平成29年10月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

### 記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-8中「又は大腸癌」を「、大腸癌又は非小細胞肺癌」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D007中(52)を(53)とし、(49)から(51)を1ずつ繰り下げ、(48)の次に次のように加える。  
(49) インフリキシマブ定性  
ア インフリキシマブ定性は、区分番号「D007」血液化学検査の「55」プロカルシトニン半定量の所定点数に準じて算定する。  
イ 本検査は、関節リウマチの患者に対して、インフリキシマブ投与量の増量等の判断のために、イムノクロマト法により測定した場合に、患者1人につき3回を限度として算定できる。

## 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後	現 行
<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 6 - 8 サイトケラチン19 ( K R T 19 ) m R N A 検出 サイトケラチン19 ( K R T 19 ) m R N A 検出は、視触診等による診断又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌、大腸癌又は非小細胞肺癌患者に対して、摘出された乳癌、胃癌、大腸癌又は非小細胞肺癌所属リンパ節中のサイトケラチン19 ( K R T 19 ) m R N A の検出によるリンパ節転移診断及び術式の選択等の治療方針の決定の補助を目的として、O S N A (One-Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。</p> <p>D 0 0 7 血液化学検査 (1) ~ (48) (略) (49) <u>インフリキシマブ定性</u> ア <u>インフリキシマブ定性は、区分番号「D 0 0 7」血液化学検査の「55」プロカルシトニン半定量の所定点数に準じて算定する。</u> イ <u>本検査は、関節リウマチの患者に対して、インフリキシマブ投与量の増量等の判断のために、イムノクロマト法により測定した場合に、患者1人につき3回を限度として算定できる。</u> (50) ~ (53) (略)</p>	<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 6 - 8 サイトケラチン19 ( K R T 19 ) m R N A 検出 サイトケラチン19 ( K R T 19 ) m R N A 検出は、視触診等による診断又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌又は大腸癌患者に対して、摘出された乳癌、胃癌又は大腸癌所属リンパ節中のサイトケラチン19 ( K R T 19 ) m R N A の検出によるリンパ節転移診断及び術式の選択等の治療方針の決定の補助を目的として、O S N A (One-Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。</p> <p>D 0 0 7 血液化学検査 (1) ~ (48) (略) (新設)</p> <p>(49) ~ (52) (略)</p>